

# オンライン講習以降の手続き

- ①オンライン講習を受講いただき、演習課題の提出後、受講証明書を送付します。
- ②登録要綱に記載の様式・添付書類を鳥取県技術企画課までご提出ください。  
(様式は技術企画課HPからダウンロードできます)
- ③登録手続きが完了次第、登録証を送付いたしますので大切に保管してください。

昨年度(R2.3.31)末までに有効期限が到来した方は新規登録扱いとなります。  
(有効期限は登録証に記載)

鳥取県被災宅地危険度判定士養成講習会

受講証明書

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

受講証明書サンプル

上記の者は令和3年 月 日に鳥取県が実施した被災宅地危険度判定に必要な知識及び技能を修得するための講習会を修了したことを証する

令和3年 月 日

鳥取県土整備部技術企画課長 前田 達美  
(公印省略)

## 登録申請に必要な書類

区 分	登録申請に必要な書類	
	【国又は地方公共団体等の職員】 (職員であった者を含む) (登録要綱の第2条第1項第2号又は3号に該当する者)	【左記以外】 (登録要綱の第2条第1項第1号又は第4号に該当する者)
【1】 ・新規に登録される方 (登録証の有効期限が既に切れており、現在資格を有していない方を含む)	・被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号) ・受講証明書の写し ・実務経験証明書(様式第3号) ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ)	・被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号) ・受講証明書の写し ・資格要件申告書(様式第2号) ・資格要件申告書で添付することとされている書面 ・登録用顔写真
【2】 ・登録を更新される方	・被災宅地危険度判定士登録延長申請書(様式第6号) ・受講証明書の写し ・現在所持している登録証 ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ)	
【3】 ・登録証の紛失等により登録証の再交付が必要な方	・被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第7号) ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ)	

申請者は上記必要書類を、県土整備部技術企画課に提出してください。

※電子データ(PDF等)での提出も可能です。  
写真はカメラ、スマホ等で撮影したデータをそのまま提出してください。  
サイズ加工は技術企画課で行います。

鳥取県県土整備部技術企画課都市計画室  
担当：村上  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
電 話：0857-26-7366 FAX：0857-26-8189  
メール：murakamih@pref.tottori.lg.jp

# 登録申請に必要な書類

## 【様式第1号】

様式第1号

### 被災宅地危険度判定士登録申請書

鳥取県知事 様

申請日 令和 年 月 日

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項に該当し被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第3条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名	_____	生年月日	S	_____	年	_____	月	_____	日
申請者 居住地住所	〒 _____	_____	H	_____	_____	_____	_____	_____	_____
申請者 勤務先	住所	〒 _____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	名称 部署	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

①鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからホに規定する設計士の資格を有する者	<input type="checkbox"/>
②鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/>
③鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けている者	<input type="checkbox"/>
④鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当 二級建築士として4年以上の実務経験を有する及び土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/>

- ① 資格要件申告書（様式第2号）  
資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 都道府県知事の認定書（原本を添付すること）  
実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 資格要件申告書（様式第2号）  
資格要件申告書で添付することとされている書面

登録番号	有効期限

各項目を記入

- ・ 行政職員 ⇒② or ③
- ・ 行政職員以外 ⇒様式第2号裏面のア〜クに該当⇒①  
ケ〜コに該当⇒④

記入不要

# 登録申請に必要な書類

## 【様式第2号】

様式第2号

### 被災宅地危険度判定士資格要件申告書

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号又は第4号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添えて申告します。

各項目を記入

記 ア〜コのいずれかを記入

該当する資格要件



裏面から該当する要件の記号を記入する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者氏名(自署) \_\_\_\_\_

様式第2号の裏

### 該当する資格要件

該当するものいずれか一つの記号を表面口に記入し、指定された証明書を添付する。

ア 大学院等在学経験者	宅造法告示 38号、都計法告示 38号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学し土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
イ 大学卒業	宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
ウ 3年課程の短期大学卒業	宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
エ 短期大学、高等専門学校卒業	宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
オ 高等学校卒業	宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
カ 認定講習会修了者	宅造告示第4号、都計告示 38号第2号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式第3号)
指定の国家資格を有する者	
キ 技術士	宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示 39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式第3号) 技術部門を建設部門とする場合は不要
ク 一級建築士	宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類 一級建築士登録証の写し
ケ 二級建築士	建築士法による二級建築士として四年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 二級建築士登録証の写し 実務経験証明書(様式第3号)
コ 一級・二級施工管理技士	建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し五年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 実務経験証明書(様式第3号) 一級施工管理の資格を有する場合は不要

注この面(宅造令)とあるのは、「宅造法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示 38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示 39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。